

一般社団法人 日本卵子学会 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士

資格制度基本規程

第1章 総則

第1条 生殖補助医療管理胚培養士（Senior embryologist）及び胚培養士（embryologist）資格制度（以下「本制度」という）は、生殖医療の進歩に応じ、必要かつ適切な知識、錬磨された技能、高い倫理観と品位を備えた生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の認定並びに生殖補助医療の領域における胚培養士の技術の向上と発展を促すことを目的とする。

第2条 1.一般社団法人日本卵子学会（以下「学会」という）は、前条の目的を達成するため、生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の認定等に必要な事業を行う。

2.生殖補助医療管理胚培養士の資格認定は、学会及び一般社団法人日本生殖医学会（以下「日本生殖医学会」という）が共同で行うものとする。

第2章 生殖補助医療胚培養士の業務

第3条 生殖補助医療を目的として、医師の指導の下に体外で配偶子及び胚を扱う業務に従事する。

第3章 生殖補助医療胚培養士認定委員会

第4条 学会は、本制度の運営のために、生殖補助医療胚培養士認定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第5条 委員会は、生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格認定講習及び資格認定審査、資格の更新に係る業務並びに本制度に関する経理業務を行う。

第6条 1.委員会の委員は、理事会の議を経て、理事及び代議員の中から理事長が委嘱する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、本学会員から委員を委嘱することができる。

2.委嘱する人員数は、本制度を円滑に運営するために必要な数とする。

第7条 1.委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2.委員に欠員を生じた場合は、理事会の議を経て、理事長が補充する。

3.補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 1.委員会に委員長1人及び副委員長を若干名置く。

2.委員長及び副委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。

3.委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4.副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

第9条 1.委員会に顧問を1名、もしくは2名置くことができる。

2.顧問は理事会の議を経て、会員の中から理事長が委嘱する。

3.顧問は本制度を円滑に運営するために委員会を補佐する。

4.顧問の任期は委嘱された期間とする。

第10条 1.委員会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2.議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条 委員会は、本制度に関する諸問題について、理事会の諮問に応え、また理事会に建議することができる。

第12条 委員会は、緊急を要する場合、通信による審議を行うことができる。

第4章 生殖補助医療胚培養士の登録

第13条 1.生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格認定審査に申請する者は、委員会が定めた条件を満たしていなければならない。

2.申請に必要な事項については、別に定める。

第14条 1.生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の認定を申請する者は、委員会が実施する認定試験を受験し、合格しなければならない。

2.委員会は、生殖補助医療管理胚培養士試験の合否を判定し、学会及び日本生殖医学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。

3.委員会は、生殖補助医療胚培養士試験の合否を判定し、理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。

第15条 1.理事会は、合格者を生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士原簿に登録し、合格者には認定証を交付する。

2.理事会は、生殖補助医療胚培養士の合格者を学会の学術集会及び学会の機関誌で公表する。

3.生殖補助医療管理胚培養士の合格者については、学会と日本生殖医学会の両者の機関誌などで公表する。

4.生殖補助医療管理胚培養士原簿は、学会が管理する。日本生殖医学会はいつでも生殖補助医療管理胚培養士原簿を閲覧できるものとする。

第5章 生殖補助医療胚培養士資格の更新

第16条 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格は、5年毎に更新するものとする。

第17条 1.更新の審査は、委員会が行う。

- 2.更新に関する事項については、別に定める。
- 3.生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格の更新を申請する者は、委員会が実施する審査に合格しなければならない。
- 4.委員会は、生殖補助医療管理胚培養士審査の合否を判定し、学会及び日本生殖医学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 5.委員会は、生殖補助医療胚培養士審査の合否を判定し、学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。

第 18 条 理事会は、合格者を生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士原簿に継続して登録する。

第 6 章 生殖補助医療胚培養士資格の喪失

第 19 条 生殖補助医療胚培養士は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 学会員の資格を失った場合
生殖補助医療管理胚培養士においては学会及び日本生殖医学会の両者あるいはどちらか一方の会員の資格を失った場合とする。
- (2) 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格を辞退した場合
- (3) 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格が更新されなかった場合

第 20 条 学会は、生殖補助医療胚培養士が次の各号の一に該当する場合、委員会で審査し、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。また、生殖補助医療管理胚培養士においては次の各号の一に該当する場合、委員会で審査を行い、学会及び日本生殖医学会の理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 認定及び更新に際し、虚偽の記載など不正行為があった場合
- (2) 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士としてふさわしくない行為があった場合

第 21 条 1.第 19 条及び第 20 条の規定により生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格を喪失した者は、生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の認定証

を学会に返還しなければならない。

2.理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上、登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

第 22 条 第 19 条及び第 20 条の規定により生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定の審査申請をすることができる。

第 7 章 不服処理

第 23 条 1.認定、資格喪失等の審査に異議のある者は、委員会に再審査を請求することができる。

2.学会及び日本生殖医学会は、必要により理事会内に不服処理委員会を設けることができる。

第 8 章 補 則

第 24 条 1.この規程の改正は、学会の理事会の議を経なければならない。

2.管理胚培養士に関する事項の改正は、学会および日本生殖医学会の両理事会の議を経なければならない。

第 25 条 1.この規程の施行に必要な認定審査規則は別に定める。

2.規則は委員会が作成し、理事会の議を経て決定する。

附 則

1.この規約は平成 14 年 11 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2.この規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

3.この規約は平成 22 年 5 月 29 日から施行する。

4.この規約は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附則

- 1.規約から規程に改定、平成 28 年 10 月 21 日理事会で承認。
- 2.この規程は平成 28 年 10 月 21 日から施行する。
- 3.この規程は令和 3 年 12 月 15 日から施行する。
- 4.この規程は令和 5 年 6 月 3 日から施行する。
- 5.この規定は令和 6 年 9 月 28 日から施行する。